文京区障害福祉サービス等事業者物価高騰対応支援給付金（令和８年度下半期）交付事業

１　目的

原油価格や物価が高騰している状況に鑑み、区内障害福祉サービス等事業者に対し、事業所の運営に係る光熱費や食材費等事業継続のために要する経費の一部を助成することにより、サービスの質の低下や経営の悪化を防ぐとともに、利用者の自己負担の増加を抑え、安心してサービスを受けられる環境の維持を図ることを目的とする。

２　交付対象者

この支援給付金の対象者は、区内において、令和８年１０月１日（以下「基準日」という。）時点において、関係法令に基づく指定を受け、次に掲げる障害福祉サービス等事業所のいずれかを運営する事業者（以下「事業者」という。）とする（区立事業所を除く。）。ただし、基準日にサービスの提供を開始した事業所についてはこの限りではない。なお、サービスの提供を受ける者は文京区民であるか否かを問わないものとする。

(1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号。以下「総合支援法」という。）第５条に規定する障害福祉サービス事業を行う事業所（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労選択支援、共同生活援助、計画相談支援及び地域相談支援に限る。）

(2) 総合支援法第２９条第１項に規定する指定障害者支援施設

(3) 総合支援法第７７条第１項に規定する地域生活支援事業（地域活動支援センターに限る。）を行う事業所

(4) 児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）第２１条の５の１５第１項に規定する障害児通所支援事業所（児童発達支援、放課後等デイサービスに限る。）

(5) 児童福祉法第２４条の２６第２項に規定する障害児相談支援を行う事業所

３　給付金対象経費

この給付金の交付対象となる経費は、物価高騰の影響を受ける経費等、障害福祉サービス等事業の継続のために要する経費とする。この経費は、当該事業所において、令和８年１０月１日から令和９年３月３１日までの間（以下「給付金対象期間」という。）に支出の決定がなされたものに限る。ただし、給付金対象期間において事業休止・廃止予定等、あらかじめ特別な理由が判明している場合は、個別に定める。なお、用途については限定しないものとする。

4　給付金の交付額

事業所ごとに、以下の額とする。

(1) 入所系施設サービス事業所（施設入所支援、共同生活援助及び短期入所）

・１事業所当たり３万２千円に基準日の定員数を乗じた額

(2) 通所系サービス事業所

ア　生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労選択支援及び地域活動支援センター

・　１事業所当たり８千円（食事の提供がある場合、１万１千円）に基準日の定員数を乗じた額

・　送迎サービスがある場合、１事業所当たり２万９千円

イ　児童発達支援及び放課後等デイサービス

・　１事業所当たり５千円（食事の提供がある場合、６千円）に基準日の定員数を乗じた額

・　送迎サービスがある場合、１事業所当たり２万９千円

⑶　訪問系サービス事業所（居宅介護、重度訪問介護、同行援護及び行動援護）

・　１事業所あたり４万円

⑷　相談系サービス事業所（計画相談支援、地域相談支援及び障害児相談支援）

・　１事業所あたり１万６千円

ただし、事業所が実施するサービスにより物価高騰への対応規模の違いがあることを考慮し、次の各号に掲げるとおり取り扱うものとする。

①　共同生活援助と短期入所を共に実施している場合、別事業所とみなす。

②　施設入所支援及び短期入所と生活介護を共に実施している場合、別事業所とみなす。

③　就労系サービス（就労継続支援）と生活介護を共に実施している場合、別事業所とみなす。

④　就労系サービス（就労移行支援、就労継続支援、就労選択支援）を共に実施している場合、別事業所とみなす。

⑤　共同生活援助は、区内における同一敷地内に複数のユニットがある場合、合わせて１事業所とみなす。

⑥　文京区内に所在する共同生活援助が、文京区以外の共同生活援助のユニットであるものは、区内事業所として本給付金の対象とする。

⑦　文京区内に所在する生活介護が従たる事業所であるものは、区内事業所として本給付金の対象とする。

⑧　児童発達支援と放課後等デイサービスを共に実施している場合、別事業所とみなす。

⑨　居宅介護、重度訪問介護、同行援護及び行動援護を共に実施している場合、同一事業所とみなす。

⑩　計画相談支援、地域相談支援及び障害児相談支援を共に実施している場合、同一事業所とみなす。

⑪　訪問系サービスと入所系又は通所系サービスを共に実施している場合、別事業所とみなす。

⑫　相談系サービスと入所系又は通所系サービスを共に実施している場合、別事業所とみなす。

5　給付金の交付申請

事業者は、給付金の交付を受けようとするときは、文京区障害福祉サービス等事業者物価高騰対応支援給付金(令和８年度下半期)交付申請書（別記様式第１号）を、区長に提出しなければならない。なお、給付金の交付申請提出期限は令和９年１月１５日とする。ただし、申請時に、給付金対象期間において事業休止・廃止の予定等、あらかじめ特別な理由が判明している場合は、個別に定めるものとする。

6　給付金の交付決定

区長は、給付金の交付申請があったときは、申請書類を審査し、交付の適否を決定しなければならない。

また、区長は、給付金の交付の適否を決定したときは、文京区障害福祉サービス等事業者物価高騰対応支援給付金（令和8年度下半期）交付決定通知書（別記様式第２号）又は文京区障害福祉サービス等事業者物価高騰対応支援給付金（令和8年度下半期）不交付決定通知書（別記様式第３号）により、給付金の交付を申請した事業者に対して通知するものとする。

7　給付金の交付方法

給付金は、前記６に基づき交付決定を受けた事業者からの文京区障害福祉サービス等事業者物価高騰対応支援給付金請求書兼支払金口座振替依頼書(令和8年度下半期)（別記様式第４号）による請求に基づき、交付することとする。

8　給付金交付決定の取消し等

区長は、申請者が偽りその他の不正の手段により給付金の交付を受けたときは、当該交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

また、区長は、給付金の交付決定を取り消した場合は、期限を定めてその給付金の返還を命じるものとする。